

(参考 1)

防官広第 2916 号

21. 3. 12

一部改正 防官広第 11249 号

26. 7. 25

一部改正 防官文(防)第 2 号

27. 10. 1

大臣官房長
各局長
衛生監
技術監
施設等機関の長 殿
各幕僚長
情報本部長
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

防衛大臣

部外に対する意見発表の際の手続の徹底について (通達)

今般、要職にあった幹部自衛官が、部外に対して職務に関し意見を発表する場合に必要な手続を行っていなかった事案があったことを受け、このような事案が再発することを未然に防止するため、部外に対する意見発表について、改めて、別添のとおり定め、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとしたので、この旨管下の職員に周知せられ、徹底を図られたい。

添付書類：自衛隊員による部外に対する意見発表について

自衛隊員による部外に対する意見発表について

- 1 自衛隊員が、職務として、又は私人の立場において、部外に対し意見発表を行うことは認められている。しかしながら、自衛隊員が職務に関係する意見を部外に対し発表する際には、職務として行う場合はもとより、私人の立場で行う場合においても、自衛隊員であり国家公務員である自らの立場と責任を自覚し、節度をもって行うべきは当然である。

こうした観点から、自衛隊員による部外に対する意見発表に当たっては従来から注意が払われてきたところであるが、昨今発生した事案にかんがみ、今後はなお一層留意されたい。

- 2 自衛隊員(次項に定める者を除く。)が職務に関係する意見を部外に対し発表する際には、別に定める職務上の上級者に対し、あらかじめ文書をもって届け出るよう、改めて一層の周知徹底を図られたい。
- 3 事務次官、防衛審議官、大臣官房長、各局長、衛生監、施設監、防衛省本省の施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監、各地方防衛局長及び防衛装備庁長官にあっては、大臣官房長(大臣官房広報課長気付)に対し、あらかじめ文書をもって通報するものとする。
- 4 この通達の実施に関し必要な事項は、大臣官房長が定めるものとする。

ただし、大臣官房長、防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長及び防衛装備庁長官が、それぞれ防衛省本省の内部部局、施設等機関、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁において、本文の規定に基づき大臣官房長が定めるものを実施するために必要な事項を定めることを妨げない。